

報道資料

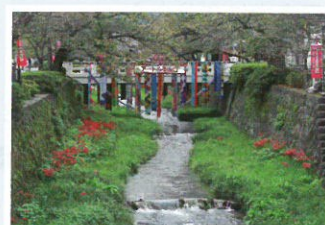
平成30年6月25日

1	件 名	第6回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の作品募集
2	日 時	平成30年7月2日(月)～平成30年10月31日(水・必着)
3	内 容	山口市では、良好な景観形成を推進するための取組の一環として「山口市景観賞」を開催しています。これまでに、第1回から第3回まで「景観写真コンテスト」、第4回で「景観優良建築物表彰」、第5回で「景観づくり活動表彰」を実施してきました。第6回目となる今回は、「景観写真コンテスト」を実施し、一般の部及び小学生の部において、以下のテーマで作品を募集します。 この写真コンテストは、市内の魅力的な景観を市民一人ひとりが共有すると共に、市内外へ広く発信していくことで、地域の特性を大切にした景観まちづくりの意識をはぐくむことを目的として実施するものです。 【募集テーマ】 ＜一般の部＞ 「地域の営みと景観」 山口における風土や文化により根付いてきた人々の生活や行事などの営みと山口の景観の関わりをテーマとします。 ＜小学生の部＞ 「気になる景観」 家や学校周辺の身近な場所のなかから気になる景観を見つけ、その良さや課題について写真で表現します 【応募方法】 募集チラシおよび市ホームページに掲載している応募用紙に必要事項を記入し、電子メール、持参、郵送等により市都市計画課まで御提出いただくこととしております。 【審査・表彰】 市民投票の後、山口市景観審議会で審査を行い、各部門大賞1点、入賞9点以内(一般の部 6点以内、小学生の部 3点以内)を表彰し、賞状および記念品を贈呈します。 受賞発表は、平成31年6月1日(景観の日)前後に行う予定です。
4	問い合わせ	都市整備部 都市計画課 (担当：嶋村、入部) TEL 083-934-2839

第6回山口市景観賞

景観写真コンテスト（一般の部）

作品募集



テーマ 「地域の営みと景観」

今回は、山口における風土や文化により根付いてきた人々の生活や行事などの営みとそこに今ある山口の景観の関わりをテーマに募集します。

景観とは、山や海などの自然、建物やまちなみ、道路、寺社、人々の暮らしやお祭りの様子など、私たちがいつも目にしていまちの表情や景色のことです。良好な景観は、地域の中で人々が長い時間をかけて育み、守ってきた貴重な資産であり、私たちはこれを次の世代へ継承していく必要があります。本市では景観法の下、良好な景観の保全や創出に努めています。

【応募期間】 平成 30 年 7 月 2 日（月）～10 月 31 日（水）

【応募資格】 山口市内に在住の方

【応募数】 1 人 3 点まで

【応募規格】 写真の電子データまたは 2 L サイズのカラープリント

【応募方法】 応募用紙に必要事項を記入し、電子メールや持参等で市都市計画課までご提出ください。
応募に際しては、裏面の募集要領を必ずご確認ください。

写真の技術を競うコンテストではありませんので、お気軽にご応募ください。

※別途、小学生（4・5・6 年生）の部もあります。

【問合せ・提出先】 山口市都市整備部都市計画課まちづくり推進担当
〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号 Tel: 083-934-2839
E-mail: toshi@city.yamaguchi.lg.jp http://www.city.yamaguchi.lg.jp

山口市ホームページ

第6回景観賞

検索

第6回山口市景観賞“景観写真コンテスト”募集要領

1. 目的

本コンテストの開催を通じ、市内の魅力的な景観を市民一人ひとりが共有すると共に、市内外へ広く発信していくことで、地域の特性を大切に景観まちづくりの意識を育みます

2. 応募資格

山口市内に在住の方

3. 応募規定

- ◆一人が応募できる点数は、3点までとします。
- ◆平成29年7月1日以降に撮影したもので、未発表のものに限ります。
- ◆撮影画像の加工・合成などの修正は不可とします。
- ◆公共の場所など山口市内において誰もが自由に訪れることができる場所から撮影されたものに限ります。
- ◆撮影内容から個人が特定できる場合は、必ずその方の同意を得てください。
- ◆応募作品の電子データはできるだけ高画質なものとしてください。また、プリントでの応募サイズは2Lとします。

4. 応募方法

- ◆応募用紙に必要事項を記入し、なるべく電子メール等によりデータで平成30年10月31日（水）までに山口市都市計画課へご提出ください（必着）。カラープリントしたものを郵送または持参して応募することもできます。
- ◆電子メールでご応募の場合は、件名を「景観写真コンテスト応募」とし、応募用紙と同様の内容【氏名・住所・電話番号・写真のタイトル・撮影場所・撮影日・コメント】をご記載ください。なお、1回のメールにつき、データ容量が8MBを超えると受信できません。ご注意ください。

5. 審査・表彰

市民投票を実施した後、山口市景観審議会で審査し、大賞1点・入賞6点以内を決定し、表彰します。

受賞者には賞状及び記念品を贈呈します。

受賞作品の発表は、平成31年6月1日（景観の日）前後に行います。市ホームページ、各総合支所及び各地域交流センターに掲示します。（受賞者には別途通知します）

6. 注意事項

- ◆応募費用は無料ですが、撮影・応募に伴い発生した一切の費用は応募者の負担となります。
- ◆応募写真は返却しません。
- ◆応募写真の著作権は山口市に帰属するものとします。
- ◆応募写真は適宜、市の刊行物やウェブサイトに掲載するなど、山口市の情報発信等に活用します。また、審査にあたって実施する市民投票の際に、市役所などで展示を行います。
- ◆電子データでの応募の場合、現像品質については責任を負いかねます。また、カラープリントでの応募の場合も、市民投票等のパネル展示用に写真を複製する際の現像品質については同様に責任を負いかねます。
- ◆応募にあたっては、著作権や知的財産権、肖像権などを侵害していないことを十分に確認してください。なお、応募写真の使用により、応募者および第三者に生じた一切の侵害については応募者の責任とし、山口市はその責任を負わないものとします。
- ◆規定に反する場合や条件を満たさない場合、公序良俗に反するもの、他者の権利を侵害するもの、趣旨にあわないもの等山口市が不適切と判断する場合、応募を無効とします。
- ◆受賞者には応募写真の電子データを提出をしていただきます。
- ◆応募に係る住所・氏名などの個人情報、当事業以外では一切使用しません。
- ◆受賞作品の公開の際に、応募者の氏名等を表示する場合があります。

【審査の視点】写真だけでなく、タイトル・コメントも含めた総合的な審査を行います。

- ①写真やコメントからテーマへの想いが強く伝わってくる。
- ②市内外に本市の特色あふれる良好な景観をPRできる。
- ③時間帯、天候、季節感、撮影方向等その景観を際立たせる工夫に優れている。
- ④本市景観の新たな一面を気付かせる。

山口市景観写真コンテスト一般の部 応募用紙（電子メールでも応募できます。）

氏名	写真に対するコメント（100字以内）
住所 〒	
電話番号	
写真のタイトル	
撮影場所（どこから）	☐ 公共の場所など誰でも入れる場所から撮影していますか
撮影日 平成 年 月 日	☐ 個人が特定できる場合、同意を得ていますか

※ペンネームで応募する場合は、カッコ書きで必ず本名も併記してください。

第6回山口市景観賞

景観写真コンテスト (小学生の部)

作品募集

テーマ 「気になる景観」

山口市には、海や山、まち、田園などすてきな景観がいろいろなところにあります。
みなさんの家や学校周辺など身近な場所のなかから気になる景観を見つけ、写真に
写してみんなに紹介してみませんか。

【応募できる写真】

平成29年7月1日から平成30年10月31日の間に、山口市内の景観を写した写真で、誰でも入ることができる公共の場所や危なくない場所から、自分で写したものを。

【応募できる数】

1人3点まで

【応募できる人】

山口市内の小学校に通う4・5・6年生

【応募方法】

裏面の応募用紙に必要事項を書いて、写真のデータ又は2Lサイズの写真と一緒に山口市役所都市計画課に提出してください。提出は保護者の方にしてもらってください。電子メールでの応募もできます。

【応募期間】

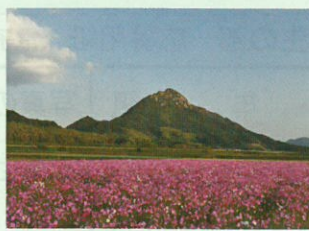
平成30年7月2日（月）～10月31日（水・必着）

【応募後】

応募された全ての作品は、市内数か所に展示して市民投票をした後、山口市景観審議会（じんざん）で審査して大賞1点・入賞3点以内を決定します。

受賞作品の発表は表彰式とあわせて、平成31年6月1日（景観の日）前後に行います。市ホームページ、各総合支所、各地域交流センターでお知らせします。

受賞者には表彰状、記念品をさしあげます。（受賞者には決定後連絡します）



景観とは、山や海などの自然、建物やまちなみ、道路、お寺や神社、人々の暮らしやお祭りの様子など、私たちがいつも目にしているまちの表情や景色、風景のことです。

※保護者の方へ：当写真コンテストは一般の部も開催しています。ぜひお子様とご一緒に応募ください。

【問合せ・提出先】

山口市都市整備部都市計画課

山口市ホームページ

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 Tel: 083-934-2839
E-mail: toshi@city.yamaguchi.lg.jp http://www.city.yamaguchi.lg.jp

第6回景観賞

検索

※ 必ず保護者の方に読んでもらってください ※

第6回山口市景観賞 景観写真コンテスト 募集要領

1. 目的

子供の頃から地域の歴史や文化を学び、景観を通じて地域の魅力を感じることができるよう、美しいものを美しいと感じる「景観を見る目」を養いながら、景観を大切に思う心を育てていくことを目的とします。

2. 応募資格

山口市内の小学校に通う4・5・6年生

3. 応募規定

- ◆一人が応募できる点数は、3点までとします。
- ◆平成29年7月1日以降に撮影したもので、未発表のものに限りします。
- ◆撮影画像の加工・合成などの修正は不可とします。
- ◆公共の場所など山口市内において誰もが自由に訪れることができる場所から撮影されたものに限りします。
- ◆撮影内容から個人が特定できる場合は、必ずその方の同意を得てください。
- ◆応募作品の電子データはできるだけ高画質なものとしてください。また、プリントでの応募サイズは2Lとします。

4. 応募方法

- ◆応募用紙に必要な事項を記入し、なるべく電子メール等によりデータで平成30年10月31日（水）までに山口市都市計画課へご提出ください（必着）。カラープリントしたものを郵送又は持参して応募することもできます。
- ◆電子メールでご応募の場合は、件名を「景観写真コンテスト応募」とし、応募用紙と同様の内容【学校名、学年、クラス、児童及び保護者氏名・住所・電話番号・写真のタイトル・撮影場所・撮影日・コメント】をご記載ください。なお、1回のメールにつき、データ容量が8MBを超えると受信できません。ご注意ください。

5. 注意事項

- ◆応募費用は無料ですが、撮影・応募に伴い発生した一切の

費用は応募者の負担となります。

- ◆応募写真は返却しません。
- ◆応募写真の著作権は、山口市に帰属するものとします。
- ◆応募写真は適宜、市の刊行物やウェブサイトに掲載する等、山口市の情報発信等に活用します。また、審査にあたって実施する市民投票の際、市役所などで展示を行います。
- ◆電子データでの応募の場合、現像品質については責任を負いかねます。また、カラープリントでの応募の場合も、市民投票等のパネル展示用に写真を複製する際の現像品質については同様に責任を負いかねます。
- ◆応募にあたっては、著作権や知的財産権、肖像権などを侵害していないことを十分に確認してください。なお、応募写真の使用により、応募者および第三者に生じた一切の侵害については応募者の責任とし、山口市はその責任を負わないものとします。
- ◆規定に反する場合や条件を満たさない場合、公序良俗に反するもの、他者の権利を侵害するもの、趣旨にあわないもの等山口市が不適切と判断する場合、応募を無効とします。
- ◆受賞者には応募写真の電子データを提出をしていただきます。
- ◆応募に係る住所・氏名などの個人情報、当事業以外では一切使用しません。
- ◆受賞作品の公開の際に、応募者の氏名等を表示する場合があります。

【審査の視点】写真だけでなく、タイトル・コメントも含めた総合的な審査を行います。

- ①写真やコメントからテーマへの想いが強く伝わってくる。
- ②市内外に本市の特色あふれる良好な景観をPRできる。
- ③時間帯、天候、季節感、撮影方向等その景観を際立たせる工夫に優れている。
- ④本市景観の新たな一面を気付かせる。

山口市景観写真コンテスト小学生の部 応募用紙（電子メールでも応募できます。）

小学校	年	組	写真のタイトル		
児童氏名	写真に対するコメント（100字以内）				
保護者氏名					
住所 〒					
電話番号					
撮影日	平成	年	月	日	☐ 誰でも入れる、公共の場所から写していますか？ ☐ 誰かわかるような顔が写っている場合、応募して良いか聞いていますか？
撮影場所					